

意見陳述書

2019年（平成31年）3月4日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告宮内正巖及び原告溝川悠介訴訟代理人

弁護士 今 治 周 平

1 最判平成29年12月6日を根拠とする主張に対する反論

被告は、最高裁判所平成29年12月6日付大法廷判決が、放送法64条1項所定の受信契約締結の強制について、「民法及び民事訴訟法の各規定により実現されるものとして規定された」と判示したことから、同判決は、被告と受信設備設置者との関係が私法上の法律関係であることを当然の前提とするものであるとし、被告と放送受信者との関係が公法関係にないことは明らかと述べております。

しかし、被告の指摘する最高裁判例は放送法64条1項所定の受信契約締結の強制について民法及び民事訴訟法の各規定により実現されると述べたにすぎないものであり、本件において審理の対象となっている放送法4条について述べたものではありません。

また、同判決は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するよ

うに規律し、その健全な発達を図る目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない」と述べています。

これは同判決が、放送法について、国民の知る権利を実現する法制度であると位置づけており、私人間の法律関係を調整する法とは位置づけていないことを示しております。同判決が述べているのは、国民の知る権利を実現する法制度の中で、受信契約の締結強制の規定については民事の法制度を用いると述べているにすぎず、放送法全体を通して、放送受信者と被告との関係が私法関係にあると述べているわけではありません。

2 別訴控訴審判決を根拠とする主張に対する反論

被告は、国際放送実施要請違法無効確認請求事件の控訴審判決が、「被控訴人NHKがそのような放送を行うべき義務は、広く公共に対する義務であって、控訴人らをはじめとする個々の放送受信契約の相手方に対する義務とはいえない」としていることを理由に、「同事件の判決は、むしろ、本訴における被告の主張の正当性を一層裏付けるものである」と主張しています。

この被告の主張は、原告ら第14準備書面に対する反論としてなされていますが、当該箇所について言えば、原告らは、国際放送実施要請違法無効確認請求事件の一審判決主張整理部分から被告主張を引用して、被告が別訴において放送法上の義務を「公法上の義務」と表現していたことを指摘したものにすぎません。別訴において、被告自ら「公法上の義務」と述べているにもかかわらず、本訴において被告と放送受信者との関係を私法関係と主張するのは、自己矛盾であると指摘していたのです。したがって、被告が、別訴控訴審判決の内容を引用して反論しているのは、失当といえます。

3 放送法4条が抽象的義務を定めたものとする主張に対する反論

被告は、「受信契約者との間の契約内容は、総務大臣の認可を受けて定める日本放送協会放送受信規約によるところ（放送法64条3項）、放送受信規約には、番組内容に関する被告の具体的義務は何ら定めていない」として、放送法第4条

1 項各号は抽象的義務であると述べています。

しかし、原告らが追加的訴えの変更において述べているのは、契約内容として放送法第4条1項各号の義務ではなく、放送法第4条1項各号から直接的に導かれる具体的義務です。したがって、被告が、受信契約者との間の契約内容を前提として反論しているのは、失当であると言えます。

4 原告第14準備書面における引用文献の評価に関する主張に対する反論

被告は、「堀部政男氏や塩野宏氏の論文等挙げて、放送法4条1項各号が具体的義務であると主張しているが、いずれもそのような趣旨によるものでないことは、文理上明らか」と述べています。

しかし、被告は「文理上明らか」と指摘するだけで、具体的にどのような理由で文理上明らかであるのか述べられていないため、いかなる意味で「文理上明らか」なのか明らかではありません。

むしろ、原告らが引用した文献においては、被告が放送内容について個別の放送受信者に対し負うべき具体的義務があるという趣旨が述べられていることは、文理上明らかであるといえます。

例えば、原告らが十四準備書面で引用した「放送制度－その現状の展望－1〔日本放送出版協会244頁〕」について言えば、塩野教授が、受信者が一般的に良好な放送を受信する法的権利についてその良好な放送の内容をどのように捉えるのかという質問に対し、放送内容の「質」であると回答したうえで、その放送内容が放送法4条1項各号に定める最低基準である番組準則を満たしておらず、個人の利益を侵害するというのであれば、受信者は裁判所に対して主張できると述べているのは明らかです。そして、受信者が裁判所に対して主張できるという意味が、受信者が放送内容として最低基準を満たしておらず、受信者の利益を侵害している場合には、その救済を裁判所に求めることができる具体的権利を受信者が有していること、つまり、被告からすれば放送内容について放送受信者に対して負うべき具体的義務があることを指していることは明らかです。

5 訴えの利益に関する主張に対する反論

被告は、「本件のように給付訴訟が提起されている場合、放送法第4条の遵守義務に関する紛争解決としてはこれで足りることに変わりなく、原告らが確認請求を提起する利益はやはり認められない。」と述べています。

しかし、原告らが給付訴訟（損害賠償請求）において述べている損害賠償請求権発生の根拠は放送受信契約における債務不履行であり、放送法上の義務（公法上の義務）に違反したことを根拠としていません。

また、放送受信契約の債務不履行に基づく損害賠償請求は、あくまでも過去の放送において侵害された利益を救済するために行われるものにすぎません。未だ個人の利益が侵害されるに至っていなくとも、放送法4条1項各号に反する放送がなされれば、原告ら十四準備書面でも述べたとおり、放送受信者の選挙権を侵害する現実的な危険性がある以上、放送受信者の利益を保護するためには、過去における被害の救済では足りず、現在において被告に放送法4条1項各号を遵守する義務があることを確認しておくべき必要があります。したがって、確認の利益はあるといえます。

以上